議案第14号

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する 条例制定について

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月10日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市精神障がい者地域生活支援センターの名称及び利用時間を改め、並び に休館日を設けるため、この案を提出する。 那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例(平成17年那覇市条例第50号)の一部を次 のように改正する。

改正前

那覇市精神障がい者地域生活支援セ ンター条例

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123号)第5条の 精神障害者がその有する能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるようにするため、那覇 市精神障がい者地域生活支援センター (以下「センター」という。)を設置する。

(利用時間等)

- 第4条 センターの利用時間は、午前9時か ら午後7時までとする。ただし、第9条第1 項の規定により市長が指定するもの(以 下「指定管理者」という。)は、必要があ ると認めるときは、市長の承認を得て利 用時間を変更することができる。
- 2 センターは、毎日開館する。ただし、指 2 センターの休館日は、次に掲げる日とす 定管理者は、必要があると認めるときは、 市長の承認を得て臨時に休館することが できる。

改正後

那覇市精神障がい者地域活動支援セ ンター条例

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123号)第5条第 1項の精神障害者がその有する能力及び 適性に応じ、自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるようにするた め、那覇市精神障がい者地域活動支援セ ンター(以下「センター」という。)を設 置する。

(利用時間及び休館日)

- 第4条 センターの利用時間は、午前9時か ら午後6時までとする。ただし、第9条第1 項の規定により市長が指定するもの(以 下「指定管理者」という。)は、必要があ ると認めるときは、市長の承認を得て利 用時間を変更することができる。
- る。ただし、指定管理者は、必要がある と認めるときは、市長の承認を得て臨時 に開館し、又は休館することができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの H
 - (4) 6月23日(慰霊の日)

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。